

第3号様式

第4回船橋市地域福祉計画策定委員会会議録

(令和8年10月7日作成)

1 開催日時

令和8年8月5日(水)15時00分～17時30分

2 開催場所

市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

大野地平委員長、府野れい子委員、早川淑男委員、大崎徹委員、
浦崇委員、加瀬武正委員、高久千也子委員、林武仁委員、松崎総一委員、中田敏夫委員、
掛村利弘委員、萩原恭子委員、山口昌司委員

(2) 事務局

福祉政策課(課長、課長補佐、政策推進係長、政策推進係員3人)

(3) その他

福祉サービス部長、株式会社名豊(計画策定コンサルティング業者)

4 欠席者

渡邊千代美副委員長、平田千重委員、中川公二委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 第5次地域福祉計画第4～6章(各論部分)(案)について(公開)
2. 成果指標について(公開)
3. 1～3章に関する意見書のとりまとめ結果について(公開)
4. その他(公開)

6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

なし

7 決定事項

1. 令和9年4月に策定する「第5次船橋市地域福祉計画」の第4～6章(案)について意見交換を行った。
2. 素案について気づいたことや意見がある場合には、「第5次船橋市地域福祉計画(案)4

～6章に関する意見書」に記載し、事務局まで提出することとした。

8 その他

なし

9 問い合わせ先

福祉サービス部福祉政策課 TEL 047-436-2383

事務局(福祉政策課長):

ただいまより、第4回船橋市地域福祉計画策定委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日事務局を務めます福祉政策課長の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、渡邊委員及び平田委員につきましては、所用により欠席のご連絡があり、中川委員からは所用により遅刻または欠席のご連絡がありましたので、報告いたします。

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。まず、事前にご郵送した資料としてインデックス1次第、インデックス2第5次地域福祉計画第4章(案)、インデックス3第5次地域福祉計画第5章(案)、インデックス4第5次地域福祉計画第6章(案)、インデックス5成果指標について、加えて第4回船橋市地域福祉計画策定委員会の事前送付資料に対する意見書でございます。

続いて、本日配付した資料として席次、第5次船橋市地域福祉計画(案)1～3章に関する意見、第5次船橋市地域福祉計画(案)4～6章に関する意見書、以上でございます。不足等ございましたら、挙手にてお知らせください。

事務局(福祉政策課長):

続きまして、会議の公開についてお伝えいたします。本会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了解のほどお願いいたします。

なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。

続きまして、傍聴についてです。傍聴者の定数を3名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。なお、本日は傍聴の希望はございませんでした。続いて、お手元のマイクの使用方法についてですが、トークと書いてあるスイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会設置要綱に基づき、これより先の議事の進行を大野委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

大野委員長:

それでは、これより先の議事の進行をさせていただきます。本日の会議終了時刻は17時を目途に考えておりますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

大野委員長：

議題1「第5次地域福祉計画第4～6章(各論部分)(案)について」です。

まずは第4章の方から事務局より説明をお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

それでは、第4章柱1「心をつなぐ地域づくり」について、説明させていただきます。インデックス2の1ページをご覧ください。柱1の構成として、冒頭に第4次計画の振り返りを示し、続いて基本施策1・2・3という流れで作成しております。それでは第4次計画の振り返りの内容に入ります。

第4次計画では「隣近所に困ったときに相談し助け合える人がいる割合」を成果指標とし、令和8年度に60%を目標としておりました。しかし令和7年度の実績は34.7%と、策定時の41.0%から低下する結果となりました。

市の事業自体はおおむね順調に進めてまいりましたが、市民の意識・行動を示す指標は伸び悩みました。この背景には、近所の人と接する機会が減少していることや近所以外にも相談できるつながりを持つという価値観の広がりがあると考えております。

そこで第5次計画では、相談・助け合いに限らず、日頃から世間話ができる程度の関係性も支え合いの基盤として重視し、成果指標を見直す予定として記載しております。成果指標の分析・評価・見直しなどについては議題2で説明させていただき、ご審議いただく予定です。次に、2ページをご覧ください。基本施策ごとの構成です。こちらは4次計画を踏襲し、それぞれ【現状と課題】【めざすべき姿】【体制】、そして【具体的な事業例】の順で記載しています。

1つ目は、基本施策1「人と人がふれあう環境の創造」です。【現状と課題】では、つながりの希薄化が進み、「ほとんど近所づきあいがいない」市民が2割を超えて増加している一方、行政と住民が協力して解決したいと考える市民も6割近くいることを踏まえ、つながりをセーフティネットとして育む必要性を記載しています。次に、3ページをご覧ください。【めざすべき姿】では、福祉への理解を深め互いに育み合うこと、周りの人を気にかける意識を持つことなど、4つの方向性を示しています。【体制】では、自助、共助・互助、公助それぞれの役割を記載し、公助では学校や地域での福祉教育の推進などを盛り込んでいます。4, 5ページの【事業例】では、①福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成、②地域における支え合いの促進の2区分で、福祉読本の配布や地域福祉支援員の配置などを掲載しています。

次に、6ページをご覧ください。基本施策2「相互理解の促進」です。【現状と課題】では、高齢者、障害のある人、子育て中の人、外国人住民など、多様な人々が暮らすなかで、互いの立場を理解し尊重し合うことの重要性を中心に記載しています。「心のバリアフリー」の意識を社会全体に浸透させる必要性を示すとともに、世代間交流や外国人住民との共生、動物との共生についても触れています。

【めざすべき姿】では、お互いの尊重、多様な人々のつながり、支え手・受け手としての活躍の3点を挙げています。次に、7ページをご覧ください。【体制】では、人権や心のバリアフリー、外国人住民との交流促進などを中心に役割分担を記載しています。次に、8ページをご覧ください。【事業例】では、①人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発、②外国人住民との交流促進の2区分で、人権啓発活動地方委託事業や多文化共生事業などを掲載しています。

次に、9ページをご覧ください。柱1の最後に、重点施策でもあります3「心をつなぐ仕組みづくり」です。【現状と課題】では、地域で集まる場所が足りないと感じる市民が4割近くに上り、なかでも多世代が交流できる居場所への要望が高いことを記載しています。また、活動に関心があっても情報が届いていない市民が約7割に上ることから、居場所の創出と情報発信の強化が課題であることを示しています。

【めざすべき姿】では、世代や属性を超えて集える居場所づくり、無理なく社会とつながれる仕組みづくり、情報を的確に届ける工夫の3点を挙げています。次に、10ページをご覧ください。

【体制】では、居場所の提供や情報発信の拡充などを記載しています。次に、11ページをご覧ください。11ページから13ページの【事業例】では、①地域住民等が集う拠点づくり、②地域交流事業の促進、③地域情報等の発信の3区分で、社会福祉協議会への補助やふなばし市民活動フェアの実施、ふなばし市民力発見サイトの運営などを掲載しています。

柱1「心をつなぐ地域づくり」については、以上でございます。

大野委員長：

はい、ありがとうございます。成果指標の部分については議題2で検討するということになりますので、成果指標以外の部分についてのご議論をお願いしたいと思います。ただいまの第4章の部分について、ご質問等々あればよろしくお願いします。

早川委員：

自治会連合協議会の早川です。「夏のボランティア体験事業」ですが、私共もボランティアの募集にエントリーしました。地元の小学校でひまわりを栽培しているものですから、今年も花の刈り取りと種取りをやっております。マッチング会で参加を受け付けたのですが、私共のところには中学校の部活動で多くの子供たちが参加してくれることになりました。地域の担い手が高齢化している中で、中学生が手伝ってくれて大変助かりまして、昨日で種取りまで全部終わりました。ひまわりの茎は1メートル80センチくらいありまして、通学路に面したところに栽培していたものですから、夏休みに放課後ルームに通う多くの子供たちの安全を考慮すると、防犯上危険があると思い、できるだけ早く刈り取る必要がありました。刈り取りの作業は、通常6日かかっていましたが、中学生の助けによって3日で終わることができました。子供たち

には、タッグを組んでもらって、他の子供同士との交流や地域の人とも仲良くやってくれました。今後もこの事業については、こういった形で進めていただければありがたいと思っています。

大野委員長：

はい、身近な例ということで、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

お願いします。

山口委員：

細かい話ですが、1ページ目の真ん中に指標名があって、令和元年度、令和7年度とあるわけですが、ここに数字だけ記載されているものですから「実績値」などを補記した方が伝わりやすいと思います。先ほどの説明で、成果指標については後でやるということでしたけれども、第5次計画の成果指標が実績値 54.6%と出てきておりまして、この数字がどのように作られているのか、今でも後でもいいのでご説明いただきたいです。目標値の71%の1%も中途半端に感じるので、併せてご説明いただければと思います。

また、11ページの「16こども食堂への支援」の事業内容の最後に「こどもの居場所づくりの活動支援を行う」と書いてあります。この記載については第4次計画の内容をそのまま書いてあるのかもしれませんが、現在は子供だけではなくて幅広い世代の人が一緒に食事とか交流をする場になってきていると聞いています。船橋市のこども食堂の現状はわかりませんが、多世代交流の要素もプラスしてはどうかと思いました。

それから、素案に記載はないですが、認知症の方やそのご家族の方が集まる「オレンジカフェ」について、先日芝山団地に行きましたら、「多世代で交流できるオレンジカフェ」というポスターが貼ってありました。認知症の方であれ、障害などを持った方であっても誰でも皆が交流できる場としてのオレンジカフェがあるようなので、事業例に追加してもらってもいいのではないかと思います。

今回1ページ目の成果指標について、市の方で検討され見直しされました。その中の目標値に向かって全ての事業が実施されていくものだと思います。その中で色々な具体的な事業例を掲載されていますが、第4次計画とどのように違うのか、今回実績値が下がってしまったのですから、その反省をもとに事業の削減や取組方法の変更、予算のかけ方のメリハリを付けるなどの濃淡が出てくる必要があると思います。現在の素案を見ますと市のやる気というか、そういったことが読み取れません。具体的な事業例として掲載されている事業は何十とあると思いますが、例えば同じ事業名だとしても、取組内容を修正する必要があると思います。大きな目的に沿って各事業をどのように展開していこうとしているのか、明確ではありません。

第4次計画で設定した成果指標の実績値が落ち込んでしまったから、第5次計画ではこれを目的にここに力を入れていこう、といったような内容がなく、第4次計画と第5次計画で同じような内容が書いてあるだけで、市の意思が伝わってこないなと思いました。市の中の委員会で、ご検討いただければと思います。

大野委員長：

事務局いかがでしょうか。

事務局(福祉政策課長)：

1問目だけ聞き取れなかったので、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

山口委員：

1ページ目の令和元年度で41.0%、令和7年度で34.7%と書いてありますが、これだけだと何の数字なのかわからない。おそらくアンケートの結果なのでしょうけれども、「実績値」など追記した方が分かりやすいのではないかという指摘です。

事務局(福祉政策課長)：

ありがとうございます。順次回答させていただきます。1問目のインデックス2の1ページ目、第4次計画の成果指標の推移の中の令和元年度41.0%、令和7年度34.7%ですが、お話しいただいたとおり、第4次計画を策定するために行ったアンケート調査の結果と第5次計画を策定するために行ったアンケート調査の結果から「実績値」を記載したものです。ぱっと見た時にどのような数字なのかわからないというご指摘をいただきましたので、わかりやすい記載方法を事務局の方で検討したいと思います。

次が11ページの「16こども食堂」の事業内容について子供だけではなく多世代の居場所になっているのではないかというご意見をいただきました。内容については修正の有無を含めて所管課と協議し検討してまいりたいと思います。

認知症カフェ(オレンジカフェ)について記載がないとのご意見をいただきました。地域福祉計画が福祉の上位計画に位置付けられているということも踏まえながらも、健康福祉局全体で行っている事業をすべて掲載するのも難しいという事情もございます。認知症カフェ(オレンジカフェ)については、認知症施策の中で重要な取組であることは認識しておりますが、現在の事務局の判断としては計画書には掲載しないものと考えているところです。

次に掲載する・しないの検討などのメリハリについてですが、重要な事業の要不要などの判断は行財政改革や予算編成などのタイミングで行っているところですが、今回素案を作成する中での掲載の要不要に関しては、全庁的に掲載事業調査を行った結果をもとに事務局にて行っているものです。

指標に関しては、議題2の方でご説明させていただければと考えております。以上です。

大野委員長：

ありがとうございました。どうぞ。

事務局(福祉政策課長補佐)：

事務局です。補足させていただきます。山口委員からいただいたオレンジカフェについては、委員からいただきました貴重なご意見でありますので、所管課とも協議しながら前向きに検討させていただければと思います。

大野委員長：

ちなみに、所管課はどこになりますか。

事務局(福祉政策課長補佐)：

地域包括ケア推進課になります。

大野委員長：

ありがとうございます。どうぞ。

早川委員：

先ほど出ておりました、こども食堂への活動支援については具体的にどのようなことをやられているのでしょうか。他の事業例では補助金を出すなどの記載があるので、具体的なイメージがあれば教えてください。

事務局(福祉政策課長補佐)：

事務局です。こども食堂は地域の活動団体ですので、地域福祉課が実施している「地域福祉活動助成金」や別途単発の補助金での補助を行っております。また、こども食堂同士が作る会議体運営のサポートを行っていると聞いております。以上です。

早川委員：

ありがとうございます。こちらには居場所づくりの活動支援を行うと記載があるだけで、どんなことをしてくれるのかなど、もう少し具体的に書き込めないかなと感じました。以上です。

事務局(福祉政策課長補佐)：

ありがとうございます。よりわかりやすくできるように所管課と協議してまいります。

大野委員長：

単発というのはイベント型の開催などについてでしょうか。ありがとうございます。他よろしいでしょうか。どうぞ。

浦委員：

社会福祉協議会の浦です。個別事業名が第4次計画から変わっているものがあるのは、例えば予算書や他計画の名称と合わせたという解釈でよろしいでしょうか。

事務局(福祉政策課長)：

具体的な事業例の追加・削除については他計画とのリンクや第4次計画期間中に新たに開始した事業のうち、地域福祉計画の目的に照らして掲載にふさわしい事業を選定しました。

浦委員：

前回の計画では、補助金名ではない記載だったと思います。今回補助金や何とか事業というような書きぶりに変更されたということは、予算書上の名称などに合わせて修正されたのかなと思い、その認識で合っているのかという確認です。

事務局(福祉政策課長)：

前回は補助金交付事業など、書きぶりの最後を事業という形に統一していましたが、内容の性質にあった書きぶりに修正しております。

大野委員長：

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。

では、第5章に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係長):

事務局です。それでは、第5章 柱2「楽しく暮らせる地域づくり」について、説明させていただきます。インデックス3の1ページをご覧ください。

柱2も、冒頭は第4次計画の振り返りに続き、基本施策1・2・3という構成になっています。それでは「第4次計画の振り返り」です。第4次計画では「ボランティアや市民活動に現在参加している市民の割合」を成果指標とし、令和8年度に40%を目標としておりました。しかし令和7年度の実績は5.9%にとどまり、策定時の8.5%から低下する結果となりました。「参加したことがない」理由としては、「時間が足りない・忙しい」が最も多く、関心はあっても生活の制約から活動に結びついていない現状がうかがえます。社会参加の機会を支援を必要とする方にとっても重要であることから、第5次計画でも引き続きこの指標を用いたいと考えております。ただし、実績や関心層の動向を踏まえ、目標値は40%から30%に改める予定です。次に、2ページ、重点施策でもあります1「社会参加の促進・生きがいの創造」です。

【現状と課題】では、ボランティアや市民活動に「関心がある」市民が26.2%いる一方、「現在参加している」市民は5.9%にとどまることを記載しています。不参加の理由は「時間が足りない・忙しい」が5割を超えており、関心はあるものの活動に至っていない現状を示しています。また、団体調査では、元気な高齢者や若年層の参加促進が求められていることから、多世代が気軽に参加できる柔軟な仕組みづくりや、就労支援の必要性を記載しています。【めざすべき姿】では、気軽に参加できる柔軟な仕組みづくり、自分らしい役割と生きがいの創出、長く社会とつながれる環境づくり、就労のしやすい環境づくりの4点を挙げています。次に3ページをご覧ください。【体制】では、多様な世代の参加促進や就労支援などを中心に、自助、共助・互助、公助それぞれの役割を記載しています。次に4ページをご覧ください。

4ページと5ページの【事業例】では、①市民活動・組織の活性化、②社会参加の機会の創出・就労の支援の2区分で、市民活動サポートセンターの運営や、生きがい福祉事業団への支援などを掲載しています。続きまして、6ページ、基本施策2「地域を核とした健康づくりの促進」です。

【現状と課題】では、生きがいを「感じている」市民が77.9%に上る一方、要支援・要介護認定者数が増加傾向にあることから、生涯を通じた健康づくりの重要性を記載しています。あわせて、こころの健康づくりにも目を向け、身近な地域で気軽に相談でき、必要な支援につながる体制整備の必要性を示しています。【めざすべき姿】では、身近な場所での健康づくりの場の拡充と、こころの健康を含めた相談・支援体制の整備の2点を挙げています。次に7ページをご覧ください。

【体制】では、地域での運動の場の確保や、メンタルヘルスの普及啓発、相談体制の整備などを記載しています。次に8ページをご覧ください。

【事業例】では、①地域で行う体操等の推進、②こころの健康づくりの充実の2区分で、ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業や、ゲートキーパー養成事業などを掲載しています。

最後に、9 ページ、基本施策3「居住・移動の自由の確保」です。

【現状と課題】では、地域で不足しているものとして「安心して歩ける歩道が少ない」が最も多く挙げられ、住みにくいと感じる理由として外出しにくさを挙げた方が65.1%に上ることを記載しています。ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点、交通が不便な地域の移動手段の確保、さらに福祉と住宅が連携した居住支援体制の整備などの必要性を示しています。【めざすべき姿】では、公共交通・福祉交通の充実、生活基盤を地域全体で支えること、福祉と住宅の連携による安定した居住の3点を挙げています。次に10ページをご覧ください。【体制】では、多様な移動手段の検討や福祉交通の環境づくり、居住支援や空き家の有効活用などを記載しています。次に11ページをご覧ください。

【事業例】では、①多様な外出等の支援、②居住支援の推進の2区分で、福祉有償運送や居住支援事業などを掲載しています。柱2「楽しく暮らせる地域づくり」については、以上でございます。

大野委員長：

はい、ありがとうございます。とうとう道路の問題が出てきましたね。

それではご意見ある方よろしく願いいたします。先ほど申し上げたとおり、成果指標は後ということで、内容についてのご意見などお願いします。

山口委員：

5ページの「28参加支援事業」について、事業内容を読んでもよくわからなかったもので、教えてほしい。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

はい事務局でございます。

参加支援事業につきましては、例えば障害のある方であれば、障害の作業所がありまして、認知症の方であれば先ほどおっしゃっていただいた認知症カフェ、子育て中の方に関しては子育て支援センターがあるといった、それぞれ属性に合わせて設けられている市の事業であったり、民間の居場所というものがございしますが、そういったカテゴリーに当てはまらないような方々に対して、世代属性問わず、どういった方が来られても受け入れるといったような事業のことでございます。例示といたしましては、保健と福祉の総合相談窓口さーくるの方で農園を借りておりまして、相談に来られた方にお声がけをして収穫の体験をしたり、種まきの体験をしたりといったような、土と触れ合い、人と触れ合いというようなことで社会に参

加する機会、人と触れ合う機会を作り出すといったことが本市において実施していることになります。以上でございます。

山口委員：

市内には日本大学や東邦大学などがあると思います。大学についても地域資源として先生や学生が参加するような機会があるといいと感じているのですが、現在そういった取組や機会があれば教えてください。

事務局(福祉政策課長)：

事務局です。船橋市では市内に限らず近隣の大学などと包括連携協定というものを締結しておりまして、市と連携してできる事業などを提案していただいたりしています。市の担当部署としては企画財政部が担当しておりまして、提案があった際には企画財政部でお話を伺って、提案の内容に沿った担当部署に話が下りてくるような仕組みとなっております。

山口委員：

貴重な資源だと思いますので、できればもう少しと思って発言させていただきました。

福祉サービス部長：

補足として、直接地域福祉というよりは子供に関連するものにはなりますが、東邦大学の学校と学生が理科の実験講座を毎年実施してくれており、大変好評と伺っています。先ほど言ったように連携を取っているところですが、地域福祉の観点からも何か連携できることがないかなど確認してみたいと思います。以上です。

大野委員長：

大学が出ましたので、教育機関からの見解を言うと、行政とタッグを組んでというのはハードルが高いと感じているところです。松戸の事例ですと、自治会とか民間団体とタッグを組んで実施したことが行政とつながっていくという段階なので、船橋で言うと自治会連合協議会や社協を含めた団体とタッグを組んで進めていた取組が行政とつながってさらに強固になっていくという流れだと思います。

私の大学では、まず学内でボランティアをこういう形でやってみようというのがあり、地域の文化財の管理者と交流が持たれるようになり、そのあと松戸市とタッグを組むようになる。とつながっていったという事例がありますが、これには10年かかりました。今種をまいてということになると思いますが、単位で言うと大学というよりはゼミ単位になってくると思うので、船橋にある大学の学部のゼミの特徴を活かした

理科の体験授業を展開するなどの感じにしていくという形でしょうか。他にいかがでしょうか。お願いします。

萩原委員：

先ほど、空き家の活用の話が出てきたと思いますが、空き家の担当の部署というのはどちらになるのでしょうか。前回の会議で、どなたかが空き家に関して問題が起きているというご発言があったと思います。障害を持っている方が空き家を借りて騒音問題などが起きているという趣旨だったかと思います。

事務局(福祉政策課長)：

事務局です。前回の会議で話があったのは空き家を有効活用の視点というよりは、空き家を事業者が買い取って、グループホームやデイサービスといった形に転用しているという内容であったと思います。これについては、法律の改正がありまして、基本的には年に1回どのような活動をしているか報告をしなければならないという決まりになっていますが、そのような中でも地域とうまくいっていない事例があるというご発言だったかと思います。

空き家の数というのは手元に数字がないのですけれども、空き家の中でも特定の条件を備えた特定空き家というものについては、市のホームページには公開されているものと思います。

大野委員長：

担当は何課になりますか。

事務局(福祉政策課長)：

市民安全推進課になります。

大野委員長：

ありがとうございました。他はいかがでしょう。では、続いて6章の説明を事務局からお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

それでは、第6章 柱3「安心して暮らせる地域づくり」について、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。インデックス4の1ページをご覧ください。柱3も、冒頭に第4次計画の振り返りを示し、続いて基本施策1・2・3・4・5という構成になっています。

それでは「第4次計画の振り返り」です。第4次計画では「地域での支えあいや助け合いに関心を持っている市民の割合」を成果指標とし、令和8年度に80%を目標としておりました。しかし令和7年度の実績は33.5%にとどまり、策定時の45.1%から低下する結果となりました。

一方で、「身近な地域での助け合い活動が必要だと思う」市民は依然として多く、関心の低下と必要性の認識は必ずしも一致していないことがうかがえます。

そこで第5次計画では指標そのものを見直し、この柱の名称に沿って「地域の中で安心して生活できている市民の割合」を新たな成果指標とし、実績値 79.6%を、令和14年度に100%とすることを目指します。

次に、2ページ、重点施策でもあります1「包括的な相談支援体制の充実」です。【現状と課題】では、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複数の課題が複雑に絡み合ったケースの増加を記載しています。一方で、総合相談窓口「さーくる」を 88.1%の市民が「知らない」と回答するなど、身近な相談窓口が十分に知られていない状況を示しています。また、相談機関の 9 割が複雑・困難な相談の増加を実感する一方、機関同士の連携に課題があることから、分野を超えた包括的な支援体制の構築や、支援が届きにくい人への働きかけの必要性を記載しています。【めざすべき姿】では、身近な相談窓口の情報が届くこと、待つだけでなく働きかける支援、分野を超えた連携による総合的な対応の3点を挙げています。

次に、3ページをご覧ください。

【体制】では、自助、共助・互助、公助それぞれの役割を記載し、多様な媒体による情報提供、分野を超えた連携、潜在的なニーズを抱える人の発見などを記載しています。

次に4ページをご覧ください。

4ページから6ページの【事業例】では、①専門相談支援機関の強化、②身近な地域の相談先の充実、③連携体制等の強化の3区分で、児童相談所やこども家庭センター、民生委員児童委員の事務局運営、地域ケア会議等の開催などを掲載しています。

次に、7ページをご覧ください。

基本施策2「生活困窮者等への支援の推進」です。【現状と課題】では、対応が困難な相談として「既存の制度では対象となりにくいケース」などが挙げられ、生活困窮の背景にある課題が複雑化していることを記載しています。経済的な問題だけでなく複数の要因が重なるケースに対し、丁寧に紐解きながら継続的に支援する必要性、また更生を支え再犯を防止する取組の必要性を示しています。【めざすべき姿】では、包括的な受け止めと自立支援、支援につながりにくい人への継続的支援、貧困の連鎖防止、更生保護と再犯防止の4点を挙げています。

次に、8ページをご覧ください。【体制】では、継続的支援を行うことや子どもの貧困対策、更生保護などを記載しています。

次に、9ページをご覧ください。9ページから10ページの【事業例】では、①生活困窮者等への支援強化、②困難を抱える子ども・若者への支援、③再犯防止施策の推進の3区分で、自立相談支援事業や学習支援事業、保護司会補助事業などを掲載しています。

次に、11ページをご覧ください。基本施策3「防災・防犯対策の充実」です。【現状と課題】では、助け合い活動が必要な理由として「災害などいざという時のため」が最も多く挙げられ、災害時の助け合いの必要性が広く認識されていることを記載しています。自力避難が難しい方を地域全体で守る体制づくり、災害時にも福祉サービスが途切れない仕組み、さらに電話 de 詐欺や子どもを対象とする犯罪への地域ぐるみの見守りの必要性を示しています。【めざすべき姿】では、地域全体での防災、要支援者への支援体制、災害時の福祉サービスの継続、連携による犯罪予防、詐欺や消費者被害への対策の5点を挙げています。

次に、12ページをご覧ください。【体制】では、自主防災・防犯活動の支援、避難行動要支援者への対応、避難所での要配慮者支援などを記載しています。

次に、13ページをご覧ください。13ページから14ページの【事業例】では、①災害時における要配慮者支援体制の充実、②日常における防犯体制の充実の2区分で、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成や、自主防犯活動支援事業などを掲載しています。

次に、15ページをご覧ください。基本施策4「地域医療・地域見守り体制の充実」です。

【現状と課題】では、住み慣れた地域で暮らし続けるための医療体制と日常的な見守り体制の確保が欠かせないことを記載しています。一人暮らしの高齢者等が増える中での見守りの重要性、認知機能が低下した方を地域全体で支える仕組み、医療・介護・福祉の連携強化の必要性を示しています。

【めざすべき姿】では、連携による在宅医療体制、多様な主体による見守りネットワーク、認知症の方を支える仕組みの3点を挙げています。

次に、16ページをご覧ください。【体制】では、在宅医療の推進、ICT も活用した見守り、認知症施策の充実などを記載しています。

次に、17ページをご覧ください。【事業例】では、①地域医療体制の充実、②認知症によるひとり歩き等の早期対応と地域の見守り体制の充実の2区分で、在宅医療支援拠点事業や、認知症サポーター養成講座などを掲載しています。

次に、18ページをご覧ください。柱3の最後に、基本施策5「権利擁護と虐待防止の推進」です。

【現状と課題】では、福祉サービスを安心して利用するための相談支援や情報提供の重要性、第三者評価制度等によるサービスの質の向上を記載しています。あわせて、成年後見制度等の利用促進や、高齢者・障害のある人・子どもへの虐待の早期発見・早期対応の必要性を示しています。【めざすべき姿】では、安心してサービスを選べること、苦情への対応、相談窓口の周知、判断能力が十分でない方の権利擁護、虐待防止・早期発見の体制強化の5点を挙げています。

次に、19 ページをご覧ください。【体制】では、サービスの質の向上、成年後見制度の利用促進、虐待の通報義務の周知などを記載しています。

次に、20ページをご覧ください。20ページから21ページの【事業例】では、①福祉サービス事業者の育成、②成年後見制度等の利用促進、③地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化の3区分で、障害福祉及び介護保険サービス事業所等への指導や成年後見制度利用支援事業、各分野の虐待防止事業などを掲載しています。

柱3「安心して暮らせる地域づくり」については、以上でございます。

大野委員長：

はい、ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーから虐待防止まで幅広い重厚な章になっています。スクールガードはいつも推進委員会では問題提起をいただいている取組でもございます。それでは、第6章部分についてご質問ご意見等あればよろしくお願いします。

ちなみにスクールソーシャルワーカーの体制はどのようになっているのか概略をお伺いしたいです。

事務局（福祉政策課政策推進係員）：

少しお時間をいただければと思います。

大野委員長：

わかりました。事務局が確認している時間を利用して、質問などを考えていただければと思います。

私が住んでいる自治体ですと、スクールカウンセラーで止まってしまい、スクールソーシャルワーカーまではいかないという自治体もあります。スクールソーシャルワーカーまで書いてある船橋はいいなと思ったところです。私の子供が小学校に通っていきまして、週1回各学校にスクールカウンセラーがやってくるという体制になっていきまして、一般的かなと思っています。

事務局(福祉政策課政策推進係員):

事務局です。簡単ではございますが、スクールソーシャルワーカーの実施体制としては、令和5年4月より、市内の全中学校区内の26校と市立船橋高等学校にスクールソーシャルワーカーを原則週1日配置し、拠点校から担当校へ派遣する。というものになります。以上です。

大野委員長:

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーがそれをやっているというのは、他自治体の住民からするとうらやましいと思うところです。それでは、他にいかがでしょうか。お願いいたします。

早川委員:

安心して暮らせる地域づくりというのは、私たち自治会活動を行っている者としては正にこれに書かれているとおりの現状と課題だろうと思います。私たちが一番困るというか、相談を受けて役所へつなぎ役をやるわけですけれども、時として私は地域福祉課や福祉政策課へ相談をさせていただきますけど、たらい回しという語弊があるかもしれませんが、これはあそこの課へ、これはその課へということがありますので、総合窓口のようなものがあると助かるなと思っています。

それと生活困窮者の方への対応というのは、とても難しいと感じています。これから先は我々がこの施策を実践し、あるいはこの計画の施策に沿って色々施策を講じていかなければならない立場にあるわけですけれども、画餅に帰さないようにできるだけ頑張っていきますが、特に生活困窮の方の対応は難しいと感じています。先日も、電気・ガス・水道を止められたという相談を受けて、すぐに地域福祉課にご連絡をして、すぐに復旧していただけたのですが、この方は生活保護を受けられていまして、そういう対応になったのだらうと思ったのですが、生活支援課にも相談をして色々アドバイスもいただきました。後日私のところに来たのでその方と話したところ、当時生活支援課にも相談したが、何かごちゃごちゃ言うてくれただけで終わりました。と言っていました。生活支援というから何か資金的に援助をしてくれるのかと思いました。こういう話をされていて、誤解に基づくものなのですが、そういいながらも自立できるように頑張っていこうねと声をかけていますが、現在身体の調子が悪いそうでどうにもならないようです。ここから先は、私たちでは立ち入ることができないと考えています。行政の方にも色々ご相談させていただいて、電気ガス水道の復旧など一時的な改善はされても、そこから先の支援というのはなかなか難しい面があると思います。自立という言葉も簡単に口にすることもできない状態にあります。こういう難しさを抱えながら、地域福祉計画に沿ってどうやって私共は取り組んでいけばいいのかこれから頭を痛めなければならないのだらうと思っています。

大野委員長：

ありがとうございました。正にさーくるの役割が求められているのだと思うのですが、アンケート調査の結果を見て驚いたのがさーくるが知られていない、もっと衝撃を受けたのは地域包括支援センターすら知られていないというところは、その周知というのが必要なと感じました。皆様いかがでしょうか、お願いします。

事務局(福祉政策課長)：

事務局でございます。色々な立場で市へお困りごとをおつなぎいただいていると思いますが、船橋はこれまで、どこに問い合わせればいいかわからないという相談については、たらい回しにならないように、直近ですと重層的支援体制整備事業を開始し、どの職場で相談を受けても他の部署につなぐ時は要約メモを作成して引き継ぐことを、所属長を対象とした会議や窓口を担当する職員への研修会などで周知しているところです。

委員長からご発言いただきましたさーくるですけれども、発足当初は3名プラス事務職員程度で始めた部署でしたが、コンセプトはどんな相談も生活支援に関する内容であればまずはお受けするというものだったと記憶しています。その後、生活困窮者自立支援制度などができてきて、船橋はそれを先立ってやってきたと考えています。

市民の方からの問い合わせについては、市民の声を聞く課がございます。お問い合わせをいただいたら必ず回答することになっておりますので、まあ早川会長ですと立場上市民の声を聞く課に問い合わせるのは難しいかもしれませんが、一個人の立場でお問い合わせいただく際にはそういったところもご活用いただくことで、素早く正確にお答えできればと考えているところです。以上でございます。

大野委員長：

お願いします。

府野委員：

民生委員の府野と申します。高齢者の方は相談窓口として地域包括支援センターがございますが、はざまの方々がどこに相談したらいいかというので、さーくるができたので、私共民生委員はとても助かっています。今、さーくるは各地区民協の定例会に来ていただいて、活動の周知をしたり、現状を見ていただいて地域の課題を一緒に考えてくださっています。地域での実態として報告します。以上です。

大野委員長：

ありがとうございます。さーくるをもっと広めていくというのも課題の1つなのかなと思うところです。他いかがでしょうか。お願いします。

福祉サービス部長：

追加してということで、様々なご意見ありがとうございます。市の方にご相談いただくということは何かしら市の現在の体制で何かは抜け落ちているということだと思いますので、そういう相談というのは市の施策にとってとても貴重なものになります。ですので、十分に大事なものとして捉えたいと思っています。地域からの問題をすくい上げるということにつきましては、そういったご相談ですとか様々な団体と関係を持たせていただいていますので、その中からご意見をいただきながらというところで努めているところではございますが、先ほどたらい回しということで申し訳ございません、これは昔から言われているところですが、引き続きそのようなことで市民の方にご負担をかけないように市として考えていかなければならないと思っています。以上です。

大野委員長：

重層的支援体制整備事業はたらい回しみたいなものを無くしていくのが1つのポイントではあると思うので、地域福祉計画ならではの施策としてぜひ盛り込んでいただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

浦委員：

社会福祉協議会の浦です。安心登録カードの掲載箇所について、現在の素案では、①災害時における要配慮者支援体制の充実の中に入っておりまして、元々安心登録カードは日頃の見守りはメインであって、そこでできた関係を災害時にも生かしていこうという事業であるにもかかわらず、災害時におけるいうところにしか入っていないので、地域の見守りというところでは別の掲載があってもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局(福祉政策課長)：

ご意見ありがとうございます。確かに安心登録カードのことについて、地域福祉課に話を伺うと、発足当初は平素だけではないような話もあったと思いますが、現在は平時時用のものとして整理されたと伺っております。今のお話の中にもありましたとおり、災害時に活用できるためにという目標に被る部分もあるかなというところで掲載させていただきましたが、平時時のというお話もありましたので、どのように掲載できるか検討させてください。

大野委員長：

ありがとうございました。どうぞ。

山口委員：

前回の委員会に出席できなかったので、お聞きしますが、船橋市地域福祉計画推進委員会からの意見というのが出されておまして、この中には大野委員長がおっしゃった重層的支援体制整備事業のことやさーくるの取り扱いをこれからどうするのかなどが記載されています。その意見に対する検討結果が今回の素案の中に反映されているのかどうかをお伺いしたいです。

事務局(福祉政策課長)：

ご意見ありがとうございます。そのご質問に関しては、意見書の方でもいただいておりますので、回答については議題3の方でご報告させていただければと思います。

山口委員：

この場でお伺いしたい。

事務局(福祉政策課長)：

わかりました。地域福祉計画推進委員会からの意見は4章から6章の中で反映できるように素案を作成させていただいたつもりです。重層的支援体制整備事業については7章に別建てで掲載することを予定しております。特に第5次計画で拡大して全体に盛り込む形で考えています。

山口委員：

地域福祉計画推進委員会からの意見の内容には「これまでの支援体制の展開を第5次計画に記載した上で、これからのさーくるの在り方について、更なる拡充が必要なのか、必要であればどのような支援体制を構築していく必要があるのかをご検討願いたい。」との記載があります。ここは先ほど大野委員長がおっしゃった部分もあると思いますが、これについてはいかがですか。

事務局(福祉政策課長)：

第4次計画では、保健と福祉の総合相談窓口さーくるということで、ひとまとめにして記載しておりましたが、さーくるにも色々な役割がありますので次回の計画ではもう少し細かく書かせていただき、コラム的な形で掲載していきたいと考えております。

山口委員：

あと、保健と福祉の総合相談窓口さーくるは子供さんとか障害者の方とかそういった方は相談に行けないのでしょうか。もし現在相談に行けないということでしたら、対象者の拡充なども考えられているのでしょうか。そのあたりのお考えをお聞かせください。

事務局(福祉政策課長)：

保健と福祉の総合相談窓口さーくるの設置の趣旨でございますが、地域包括支援センターは65歳以上でないと相談をお受けできないといったことが無いようにというのがわかりやすいと思います。高齢者虐待でもケースによっては子供のことが絡んできたりすることもあります。そうすると機関によっては高齢者のことは子供のことはできないなどの事象が生じてしまうこともあると思いますが、基本的にはさーくるはどのような人がいらっしゃっても相談をお受けするスタンスのものです。一旦はお受けして、事例によって児童相談所の事例であれば児童相談所と連携するなどがあると思います。

山口委員：

お話を聞いて安心しました。困りごとがあった時にどこに連絡しようとなった時には、まずはさーくるにしようとか、そういうのが市民の方に伝わればいいと思いました。また、船橋市には地域包括支援センターが20数件あったと思いますが、さーくるは1つで少し遠いところにあるので、例えば各地域にある地域包括支援センターで高齢者に限らず、何かご相談があれば受け入れるようにすれば、実際に相談者さんの顔を見ながら対応できるようになると思うので、地域包括支援センターの役割分担を考えてみるのもいいのかなと思いました。

事務局(福祉政策課長)：

貴重なご意見ありがとうございます。確かに市民の方からすると窓口があれば、とりあえず受けてくれるのが一番だと思います。どの課でどんな相談を受けても一旦受け止めてつなげるなりはきちんと対応できるのがいいと思っております。たしか地域包括支援センターは市内で13か所程度で在宅介護支援センターも含めて24地区全てを網羅する形になっておりまして、ご存じのとおり65歳以上あるいは特定の状態にあるような方への対応をするという括りの中では、お子様のことだとか障害者のことだとか、色々と窓口が多くなってしまっているところではあるのですけれども、今現状でその窓口でどこでもお受けできるような体制になるのはいいお話として伺ったのですけれども、なかなか制度化、具体的にどのようにできるか事務局というか私の中で噛み砕けていないので、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

山口委員：

4ページ目、「専門相談支援機関の強化」の最後に「総合的な相談体制の充実を図ります。」と書かれているわけですから、そういった形での検討をお願いしたいと思います。

大野委員長：

はい、ありがとうございます。少なくともさーくるというところですね。今は生活困窮が中心となっていますが、元々はワンストップの相談窓口からスタートしているところを忘れてはいけないことで、さーくるの認知度をどう高めていくかというところが必要な施策になってくることをご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。どうぞ。

萩原委員：

先ほど、大野先生がおっしゃったようにさーくるの認知度を市としてはどのように高めていこうとされているのかお話が聞けなかったので、お伺いしたい。実際に私の知人でさーくるに電話したら一切つながらなくて結局自分で解決したということを聞いたことがありました。その後も、対応をきちんとされている一方で、課題が複合化しているので、どういう形で認知度を高めていくのか具体的に市が考えていることを教えていただきたい。また、1つの事例として自転車に色々と荷物を載せてベンチなど同じところにいるホームレスのような人がいた場合に、私は市川のガンバの会というホームレス支援を行っている団体を知っていたので、そこの電話番号を紙に書いて置いてということをしたことがあるのですが、船橋市の場合はあまりホームレスの方がいらっしゃらないと思うが、いた場合にはどのような支援をされているのか気になりました。以上です。

事務局(福祉政策課長)：

貴重なご意見ありがとうございます。まず、さーくるの周知に関してですが、今までの場所が手狭だということで昨年度さーくるの場所を移動しました。元々は市役所の別館というところに設置していましたが、船橋の商工会議所の1階にこれまでの倍近くのスペースを設けました。やはり、月曜日の朝がつながりにくいというのはさーくるの方でも受けていたので、人数を増やしたり回線数を増やしたりですとか、そのような体制は整わせていただいて、そのタイミングでチラシやホームページなどで新しく移転しました、ぜひ相談してくださいといった周知を重ねてさせていただいたところです。今回のアンケートが令和7年のアンケートでしたので、また調査をすると多少改善が見込めるかなと思いつつも、80%以上が知らないというのは流石に多すぎるので、所管課含めて何らかの形で記載できないか検討していきたいと思います。また、ホームレスについてですが、多い時は100名程度いたのですが、現在はかなり数が減ってい

ます。地域福祉課というところで、ホームレスが何人この辺りにいるというはある程度把握させていただいておりまして、ホームレスの方たちというのは社会と関わりたくないという、お金はあるけれどもホームレスをされている方とか実際にお金が無い方もいらっしゃいます。定期的に地域福祉課の専用の職員が訪問して、最低限の生活用品などを持って行って、調子はどうかなどの声掛けをしている状況ですので、もしご相談ということであれば地域福祉課またはさーくるにご一報いただければと思います。ちなみに電話はいつぐらいでしょうか。

萩原委員：

2, 3年前くらいです。

事務局(福祉政策課長)：

改善しているかどうか確定できませんけれども、なるべく週明けを外すなど、タイミングを見てご連絡いただければつながりやすくなっていると思います。

大野委員長：

続いてどうぞ。

早川委員：

13ページの具体的な事業例の64, 65の関連で、先ほど浦委員からも意見がありました「65安心登録カード登録者見守り活動支援事業」ですが、これは補助金を中心となっているので、この記述が誤りではないと思いますけれども、先ほどお話がありましたとおり、安心登録カードは日常の見守り活動にある程度限定して活用しているのが現状です。かつて総合防災訓練等の際にこの安心登録カードに記載された方の安否確認をして地区社協の方に報告せよという時期がありましたが、現状ではそこまでできないので、安心登録カードはあくまでも日頃の見守り活動に活用することに切り替えています。したがってこの文章のところでは、「日頃の見守り活動を通じて、顔の見える関係構築を推進する」とかあるいは「顔の見える関係の体制構築を推進する」とかという表現にさせていただいた方がいいと思います。「災害時の救援・支援体制」は間接的には活用いたしますけれども直接的な表現をされていると少々誤解を招くおそれがあります。それから、「64避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成」の避難行動要支援者名簿なのですが、災害対策基本法に基づいて避難行動要支援者名簿が作られています。平常時から作成し、地域と共有するとともに、という表現がありますが、地域ではこの名簿は共有しておりません。もし記載するとすれば、「名簿を平常時から作成し、災害発生時に安否確認を実施できるよう、宿泊可能避難所

となる小中学校に配備し、避難所開設時に地域と共有して受付業務を行う」という内容になるかと思います。この記載はだいぶ古いものになるかもしれません。他県他市では、この名簿を地元の自主防災組織あるいは地区連などに共有しているところもありますが、船橋市は現状そういった状況にはなっておりませんので、地域福祉課に記載について確認をしていただきたいと思います。

事務局(福祉政策課長)：

貴重なご意見ありがとうございます。所管課と内容を確認しまして、適宜修正を行っていききたいと思います。

大野委員長：

ありがとうございました。今出た意見などをどのように対応するかについては事務局の方でご検討いただければと思います。では、次に進みたいと思います。議題2成果指標についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

事務局です。それでは、議題2「成果指標について」ご説明させていただきます。インデックス5の1ページをご覧ください。第4次計画で設定した各柱の成果指標について、その実績と分析をご報告いたします。そのうえで、第5次計画に向けて、成果指標を再設定することについて、委員の皆様にお諮りしたいと考えております。

まず前提として、各柱の市の事業、いわゆる公助の取組については、各年度おおむね「A 評価」で着実に進めてまいりました。一方で、市民の意識や行動を測る成果指標は、3つの柱いずれも実績が伸び悩み、策定時から低下するという結果になりました。この点を柱ごとにご説明いたします。

「指標と推移」をご覧ください。柱1では、「隣近所に困ったときに相談し助け合える人がいる割合」を指標とし、令和8年度に60%を目標としておりましたが、令和7年度の実績は34.7%と、策定時の41.0%から低下しました。「分析・評価」をご覧ください。近所づきあいがない理由として「忙しく時間がない」「生活時間が異なる」に加え、「近所以外に相談・助け合える人がいる」も一定数挙げられています。

また、ライフスタイルの多様化による出会いの機会の減少と近所以外のつながりを重視する価値観の変容が背景にあると考えます。

一方で、「どのようなときに助け合える人がいればよかったか」では「災害や犯罪被害にあったとき」が最も高く、いざという時の関係性の重要性は変わりません。「4次計画での進捗(公助項目の A/B 評価)」をご覧ください。4次計画に具体的な事業例として掲載している事業について、年度ごとに自己評

価を行った結果を掲載しています。記載のとおり、おおむね A 評価となっておりますが、今後も事業の質の向上・充実が必要と考えています。「目標未達の要因」をご覧ください。目標未達の要因としては、SNS等の普及により、相談相手を近所以外に求める傾向や、防犯意識の高まりによる心理的な距離の拡大が背景にあると考えられます。「5次の成果指標(指標の見直し)」をご覧ください。こうした分析から、柱1では、緊急時の助け合いの基盤となる「日頃から世間話ができる以上の関係性の人が隣近所にいる市民の割合」へと指標そのものを見直したいと考えております。実績値 54.6%を、令和14年度に71.0%とする案です。

続きまして、2ページの柱2「楽しく暮らせる地域づくり」の「指標と推移」をご覧ください。柱2では、「ボランティアや市民活動に現在参加している市民の割合」を指標とし、令和8年度に40%を目標としておりました。しかし、令和7年度の実績は 5.9%と、策定時の8.5%から低下しました。「分析・評価」をご覧ください。参加したことがない理由は「時間が足りない・忙しい」が半数を超えており、生活にゆとりのない市民が多い状況がうかがえます。関心そのものも低下傾向にありますが、ボランティアや市民活動は、誰もが社会とつながり活躍できる環境づくりに重要な役割を担うため、引き続き取り組む必要があると考えております。「4次計画での進捗(公助項目の A/B 評価)」をご覧ください。4次計画に具体的な事業例として掲載している事業について、年度ごとに自己評価を行った結果を掲載しています。記載のとおり、おおむね A 評価となっておりますが、今後も事業の質の向上・充実が必要と考えています。

「目標未達の要因」をご覧ください。目標未達の要因としては、「時間が足りない・忙しい」が半数以上で、生活にゆとりのない市民が多いことが考えられます。「5次の成果指標(指標の見直し)」をご覧ください。こうした分析から、柱2は参加機会を増やす事業が中心の柱であることから、指標自体は「参加している割合」のまま据え置くことが妥当と判断しました。ただし、目標値については、令和7年度アンケートの関心層の割合26.2%を踏まえ、40%から30%へと見直す案としております。

続きまして、3ページの柱3「安心して暮らせる地域づくり」の「指標と推移」をご覧ください。柱3では、「地域での支えあいや助け合いに関心を持っている市民の割合」を指標とし、令和8年度に80%を目標としておりました。しかし、令和7年度の実績は33.5%と、策定時の45.1%から低下しました。

「分析・評価」をご覧ください。助け合い活動が必要な理由として「災害などいざというとき」「お互い様」が多く挙げられ、「必要だと思う」市民は7割を超えて依然として多い状況です。つまり、関心の低下と必要性の認識は必ずしも一致していないことがうかがえます。「4次計画での進捗(公助項目の A/B 評価)」をご覧ください。4次計画に具体的な事業例として掲載している事業について、各年度ごとに自己評価を行った結果を掲載しています。記載のとおり、おおむね A 評価となっておりますが、今後も事業の質の向上・充実が必要と考えています。「目標未達の要因」をご覧ください。関心がない理由はアンケート調

査の設問に設定していませんでしたので、明確にはわかりませんが、地域での助け合い活動が必要ではない主な理由(「家族・親族で対応できる」「他人に干渉されたくない」「行政・民間サービスで対応可能」)に近いと考えられます。「5次の成果指標(指標の見直し)」をご覧ください。こうした点を踏まえ、柱3では、柱の名称である「安心して暮らせる地域づくり」により即した指標として、「地域の中で安心して生活できている市民の割合」へと見直したいと考えております。現在の実績値は79.6%ですが、誰もが安心して暮らせる地域を実現することを目指し、令和14年度の目標を100%とする案です。

以上、3つの柱の成果指標について、評価・分析と見直しの方向性をご説明いたしました。改めて整理いたしますと、柱1・柱3は、指標そのものを見直す案、柱2は、指標は据え置き、目標値を見直す案としております。いずれも、令和7年度のアンケート結果や柱の趣旨を踏まえたものです。

つきましては、これらの成果指標の再設定について、この方向で進めてよろしいか、委員の皆様のご意見をいただければ幸いです。

大野委員長：

ありがとうございます。基本的には第4次計画の進捗でA評価が多いということは、事業としてはやることはやっているけれども浸透してっていないということだと思います。その結果として、第5次計画の指標はこれでよろしいかということだと思います。では、ご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

加瀬委員：

アンケート結果の数値を見させていただいて、あまりにも数値が低過ぎると思いました。私が住んでいるところでもこんな数値なのかなと思っているのですけれども、これは船橋全体の数値ですよ。もしできるのであれば、船橋は5ブロックに分かれているので、そのブロックごとか24地区コミュニティごとに数値を出すというのを検討してみてもいいのではないかと思います。そこで顕著な数字が表れたのであれば、今後事業を検討する際にも一助になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局(福祉政策課政策推進係長)：

ご質問ありがとうございます。アンケート調査の結果を以前冊子でお配りをさせていただきました。そちらの方で、必要に応じて各設問で地域別の結果を記載させていただいております。そこで、地区別に色々な課題があるという分析等はしており、ホームページに掲載しております。冊子の方には地区別の課題などは記載しておりませんが、現計画では7章に地区ごとの持っている地域資源などを掲載しているページがございますので、そこに地区ごとの課題とかを反映させていければと考えております。

加瀬委員：

ありがとうございます。今資料を見させていただきました。調べてあるのであれば、地区ごとの数値を何かの形で取り入れることができたのではないかと思います。漠然と全体の数値を見せられると、こんなに意識がないのかと受け止められかねないので、その辺のところをご検討いただければと思います。以上です。

大野委員長：

ありがとうございます。いかがでしょうか。

山口委員：

細かい話から聞かせてください。柱1と柱3は指標が変わり、柱2は指標が変わらないということです。柱1は実績値が令和7年度の34.7%に対して、下の方では実績値が54.6%になっています。これは目標が変わったから実績値が変わったということですか。これは柱3も同様だと思いますが、柱2は指標が変わっていないのに目標値が変わっているのはどうしてでしょうか。

事務局(福祉政策課政策推進係長)：

事務局です。柱2の目標値ですが、先ほど令和7年度のアンケート調査の結果26.2%を踏まえ、とご説明させていただきましたが、ボランティアについてどの程度関心がありますか、という設問がございます。これは第4次計画の目標を設定する際の項目として設定させていただきまして、第4次計画の時は令和8年度の段階での目標値として掲げた関心があるかどうかの数値が40%になっているのですけれども、令和7年度に実施したアンケートで同じ項目を聞いておりますので、令和7年度の結果を出したところ、26.2%でした。目標値と実績値の乖離が大きかったこともありまして、目標値も令和7年度のアンケート結果を基に設定し直したものでございます。

山口委員：

急に26.2%と出てくるので、コメントなどを入れたほうがいいと思います。また、1ページ目の公助項目のA/B評価が書かれていて、おおむねA評価と書かれていますが、この評価の過程を教えてください。

事務局(福祉政策課政策推進係長)：

事務局です。評価基準というものを設けておりまして、A評価については、順調に達成している、あるいは達成しつつあるため、このままの内容で事業を継続する。という内容になっておりまして、各事業を持っている所管課の方で判断をしてAなのかBなのかというところを回答してもらったものでございます。

山口委員：

各事業の評価で A 評価が多いようですが、結果的に「成果指標の実績値が下がっている」という事実があります。これはどのように考えればよろしいのかなと思いました。

事務局(福祉政策課政策推進係長)：

資料の中では、事業の評価は軒並み A 評価にはなっておりますが、「今後も事業の質向上・充実の継続が必要。」と書かせていただきました。事業としては目標に対して達成しているので A 評価となっていると思いますけれども、例えばその事業の周知不足でありますとか事業の内容が市民や地域の方に浸透していないといったことが大いに考えられ、その結果がアンケート調査の結果に表れているものと思います。行政の自己評価については、事務局としてもあまり満足してないと考えているところですので、アンケート結果をより重要視して、成果指標の見直しをさせていただいております。

山口委員：

4次計画の進捗の中の文章で、「住民ニーズ・改善点を踏まえ、今後も事業の質向上・充実の継続が必要。」との記載がありますが、各事業についてそういう見直しをするということで考えてよろしいでしょうか。

事務局(福祉政策課政策推進係長)：

A 評価を付けた事業がほとんどですけれども、この地域福祉計画を冊子にするのと併せてアンケート結果も公表しておりますので、各所管課の方でその内容を受け止めていると考えています。今後、この結果に満足しない形で、事業の改善などについて所管課だけでなく事務局としても検討していきたいと考えております。

山口委員：

最後に、以前の会議で地域福祉支援員という職員がいて色々なニーズを捉えたりしていると伺ったと記憶しているのですが、そういう方の評価というのでしょうか、現場に行っていらっしゃると思うので、現場に則した事業の評価というのができる、非常に重要な役割の職員なのではないかと思いました。確か以前の会議で配置は3人でしたかね、それをもう少し増加して市民の目というか利用者の目というかそういう視点からの提案をしていただき、そこで各事業の住民ニーズの把握や改善の参考になればいいと思います。現場の声をすくい上げる仕組みとしてはいいのかなと思っています。市として事業の評価は A 評価が多いが、「成果指標の実績値は低い」というギャップについて、現場の声をすくい上げという意味での地域福祉支援員の役割は重要ではないかと思いました。

事務局(福祉政策課長):

ご意見ありがとうございます。地域福祉支援員は地域福祉課に配置されている3人の職員のことでよろしいですかね。

山口委員:

そうですね。前々回の会議の時にご説明があったと思います。

事務局(福祉政策課長):

最初は確か1人から始まって、地区社協ですとか各地区に配属された生活支援コーディネーターの声を吸い上げたり実際に現場に行ったり、困ったことがあれば一緒に考えたりといった役割を担っている職員だと思いますけど、今ですと会計年度任用職員に職務に当たっていただいているので、直接担当する職員と話させていただいて、直接事業の評価に結び付けられるかどうか研究したいと思います。

山口委員:

現場の声をすくい上げていただき、施策や事業に活かしていただければと思います。

事務局(福祉政策課長補佐):

1点訂正で、先ほど地域福祉支援員が全員会計年度任用職員であるという形でお話させていただきましたが、常勤の社会福祉士も含めた職員となっておりますので訂正させていただきます。

中田委員:

小学校長会の中田です。柱2 楽しく暮らせる地域づくり「ボランティアや市民活動に参加している市民の割合」についてアンケートをとっていますが、ボランティアはやらなければいけないものなののでしょうか。アンケートをとって指標を決めなければならないものなののでしょうか。指標を出すなら市民活動だけでいいのではないかと思ったのが根本的なところなんです。このアンケートでどうということがボランティアかその定義や例も書いていないと思うので、無意識に活動している方の人数は入っていないと思います。無償で、目的に賛同して社会や地域のために自分の意思で行動してくださっている方々に、アンケートでボランティアやっていますかという質問に答えろと言われてもそもそもそれはボランティアなのかわかっていない方も多くいると思います。ボランティアの指標自体にこだわらなくてもいいと思います。それよりも市民活動で皆さんがどれだけできたかという成果を得た方がいいのではないかと考えています。個人的な意見として、ボランティアが増えていくことは市民としてはうれしいですが「ボランティアをやきましょう！目標は何パーセントです。」は疑問です。それよりも、目的や意義を示して、こういうボランティアがありますけ

ど参加してみませんか、と伝えてそれに参加してくださる方が何人でどのような成果があったか、喜びの
声が上がったかがわかる聞き方をして、結果的にボランティアに参加する方が増えたというようになると
いいと思っています。

大野委員長：

ありがとうございました。ここに渡邊委員が居たら活発な議論になったかもしれませんね。ご意見い
がでしょうか。どうぞ。

事務局(福祉政策課長)：

事務局です。確かにボランティアとしてやらなければならないものではないですし、皆さんが市民活動
をされていること自体が生活に困っている人たち、あるいは本人にとってプラスになると思いますので、こ
ういう立場になるとそういった話をよく伺います。ボランティアのことを考えるのはしてあげる人からの意
見であって、される側はボランティアをしてもらいたいわけではないのではないかとといったような問題提
起をされたこともございます。この数値については、毎回同じ質問をさせていただいており、その差を見る
ためのものでもあるので、どうしても毎回同じような質問をする部分もあるのですが、いただいた内容に
ついてはご意見として承らせていただきます。

大野委員長：

ありがとうございました。では次に移りたいと思います。議題3の「1～3章に関する意見書のとりまとめ
結果」について事務局から説明をお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

議題3「1～3章に関する意見書のとりまとめ結果について」ご説明させていただきます。「第5次船橋市
地域福祉計画(案)1～3章に関する意見」をご覧ください。 前回会議の時のご発言と会議後にご提出い
ただきました意見書の内容のうち、素案の内容に直結するご意見について、まとめさせていただいており
ます。

なお、こちらに記載していないご意見につきましては、現在整理中のものもございますので、次回会議
にてお示しさせていただければと考えております。それでは、計画(案)について、委員の皆様からいただ
いたご意見と、それに対する市の対応・回答を、No.順にご説明いたします。全部で19件ございます。

No.1、「子供」の表記をすべてひらがなにするのか、とのご意見です。こちらは、原則「子供」と表記し、
固有名詞などは都度対応する予定でございます。No.2、横文字が多いので、国立国語研究所の外来語

の読替え例を参考にカッコ書きで示してはどうか、とのご意見です。国立国語研究所等の情報を参考にしながら、注釈なども活用し、読みやすい文章にしていきたいと思います。No.3、地域活動の担い手である健康な高齢者を支える施策に力を入れてほしい、とのご意見です。担い手の多くが高齢者であることは認識しており、少しでも長くご活躍いただきたいと考えております。いただいたご意見は、高齢者福祉施策を所管する部署にお伝えするとともに、可能な限り計画にも反映してまいります。No.4、つながりの希薄化や居場所不足への対応として、空き店舗や学校の空き教室等を活用した「多世代交流の居場所」の設置を、他自治体の事例も参考に検討してはどうか、とのご意見です。柱1において関連する事業を掲載しておりますが、いただいたご意見は関係所属と共有し、検討してまいります。No.5、全体的にわかりやすくまとめられており、こども家庭センターや児童相談所の開設をもっとアピールして良いのでは、とのご意見です。ありがとうございます。児童相談所、こども家庭センターとも相談しつつ、可能な限り計画内でアピールしてまいります。No.6、第5次計画の目玉・特徴は何か、とのご意見です。相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」について、第5次計画で初めて掲載する予定でございます。No.7、課題整理の前提として、第4次計画の成果指標の効果測定の結果を示してほしい、とのご意見です。こちらは、先ほどの議題2にてご報告したとおりでございます。No.8、法律等の動向の表に「令和8年度」を追加してはどうか、とのご意見です。反映が必要な情報について掲載してまいります。No.9、図中に総合相談窓口「さーくる」を入れてはどうか、とのご意見です。生活困窮の箇所に「さーくる」を追加いたします。No.10、図中の児童相談所の位置は子供分野の一番上ではないか、とのご意見です。児童相談所、こども家庭センター、地域子育て支援拠点の順に変更いたします。No.11、「こども計画」への具体的な計画の記載と、「自殺対策計画」の扱いについてのご意見です。「こども計画」は各法令に基づく計画を一体としたものと定義されているため具体的な記載は不要と考えており、また「ふなばし健やかプラン21」は自殺対策計画等と一体的に策定しているため、切り離すことは難しいと考えております。No.12、地域ごとの意見を吸い上げるため「市民会議」を実施してはどうか、とのご意見です。パブリック・コメントの時期に合わせて地域福祉計画の紹介動画を作成し、ホームページやSNSに公開するなど、時間や場所を限定することなく、より多くの方に「自分事」として捉えていただけるよう工夫してまいります。No.13、「地域福祉を取り巻く課題等」で第4次計画の基本方針が急に出てくるため、初見の方に伝わりにくいのでは、とのご意見です。4次計画の基本方針の内容を2章の冒頭に追記いたします。

No.14、各章の事業数について、第4次計画のように「内容」を入れた方がわかりやすい、とのご意見です。第4次計画のように柱の内容を追記いたします。No.15、成果指標の測定結果や推進委員会からの意見が、第4章以降に反映されるべき、とのご意見です。アンケート結果を受けて指標の見直しと課題整理を行い、全体構成に反映しております。推進委員会からのご意見についても、項目ごとに検討し、本

文中に適切に組み込む作業を進めております。No.16、子供関係のデータをもう少し掲載してはどうか、とのご意見です。就学前児童数の推移など、子供・若者に関するデータを追加いたします。No.17、生活保護や町会・自治会の状況について、最新版のデータを入れてほしい、とのご意見です。各データを最新の情報に修正いたします。No.18、「SDGs を踏まえた取組」について、SDGs が唐突で、マイナスイメージもあることから「持続可能な社会」を目指す観点での項目建ての方が良い、とのご意見です。持続可能な社会という観点は地域福祉計画と SDGs で共通しているため、「持続可能な社会」を目指すという項目建てにし、つながりを持たせる言い回しに修正いたします。No.19、進捗管理について、社会福祉協議会の計画の進捗状況を市民にホームページ等で公表することを検討してほしい、とのご意見です。内容について、船橋市社会福祉協議会と協議してまいります。

以上、1章から3章に関していただいたご意見と、それに対する市の対応でございます。いただいたご意見を踏まえ、計画(案)の修正を進めてまいります。議題3については、以上でございます。

大野委員長：

ありがとうございました。何かありますでしょうか。

山口委員：

2点ございます。1点目が表の No.9のところで、意見として、「保健と福祉の総合相談窓口さーくるを入れる。」と書いてあり、回答としては生活困窮のところにさーくるを入れると書いてありますが、今までの議論を踏まえると、さーくるは全体を押さえる意味合いだと感じていまして、そういう意味では生活困窮のところにさーくるが入るという回答は、そのような狭い範囲なのかなと思いました。2点目がNo. 12の市民会議についてです。第4次計画の策定の時には市民会議をやられたと思いますけれども、先ほど加瀬委員がおっしゃったように各ブロックで違うのではという意見もあったかと思います。市民会議は各ブロックごとにやられたと思いますので、現場の声を聞くというのは大変有意義だと思いますので、なぜ無くされたのかを教えていただきたいです。

事務局(福祉政策課長)：

ご質問ありがとうございます。No. 9のさーくるの表記についてですが、当初のご意見としては生活困窮のところに保健と福祉の総合相談窓口さーくるを入れた方がいいというご提案だったと思います。前回の会議資料でお配りした資料の中で、それぞれの分野の代表的な窓口を列記した表がありまして、ご指摘のとおり生活困窮の分野には主な窓口の記載がありませんでしたので、そこにさーくるを加えるということでの回答を記載させていただいております。

山口委員：

ここに書くと、生活困窮者支援をやるのはさーくるというような感じになってしまうので、今までの話を聞いていると、イメージとしてはこの図の全体を押さえるのがさーくるではないかという感じがいたしました。さーくるが現在担っているのは生活困窮者支援だけではないと思うので、この図の中の生活困窮の中にさーくるを入れるというのは意味合いが違うのではないかと思います。

事務局(福祉政策課長)：

その視点でもう一度、この図に関しては事務局の方で検討させていただきます。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

補足として、さーくるには2つの顔がございまして、1つは先ほど申し上げました属性や対象を問わない誰でも相談ができる保健と福祉の総合相談窓口さーくるという顔と、もう1つの生活困窮というのが、生活困窮者自立支援法という法律に基づく生活困窮者自立支援制度という相談事業も受託してやっているところなので、こちらのページで言う生活困窮者の支援という意味でのさーくるということで記載させていただくというものでございました。

山口委員：

組織とか予算立てとか市民の方には一切関係ないので、そこら辺の視点で書いていただきたいと思います。もう1問の回答をお願いします。

事務局(福祉政策課長)：

第4次計画の中で、実際に市民会議を行った結果についてご報告させていただいております。実際に行った年度は平成30年、31年くらいでして、その時は船橋市総合計画を策定するにあたって、私共の地域福祉計画も重要なので、一緒に参画させていただいて、総合計画は福祉に限らずあらゆる話を伺っているのですが、その中でも我々の職員も一緒に参加させていただいて、福祉に関する内容を一緒に聞かせていただいたものになります。その後アンケートを実施して、令和4年に完成したものになります。市民会議については総合計画を策定する際には実施すると思うので、その時はまた我々職員も参加させていただこうと思いますが、今回の総合計画は10年間で出来上がっておりまして、市民会議とのタイミングが合わないということで、断念した経緯がございまして。山口委員がおっしゃるとおり地域の声や地域福祉支援員、各ブロックの話も重要だと承知しつつも市民会議については見合わせた次第でございまして。

大野委員長：

はい、よろしいでしょうか。それでは議題4のその他に入ります。事務局より説明をお願いします。。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

事務局です。その他の事項として2点ほどございます。

1点目が第4次計画では、船橋市が実施している事業や取組について「コラム」として掲載しているところです。第5次計画ではそれに加えて、第2号委員と第3号委員としてご参加いただいている皆様の所属団体の活動についても「コラム」という形でご紹介させていただければと考えております。つきましては、会議終了後に依頼内容を文章等でお知らせさせていただきますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

2点目が、次回会議の日程についてです。 次回の会議は10月頃の開催を予定しております。主な内容といたしましては、残りの7, 8章を含め、パブリック・コメントに向けた素案の全体の協議となる予定です。その他の説明については以上です。

大野委員長：

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他に事務局からご報告ありますでしょうか。

事務局(福祉政策課長)：

皆様、長い時間ご協議ありがとうございました。本日、様々なご意見をいただいたところですが、今日の皆様の意見を伺ってなどで、改めてお気づきの点などがございましたら、今日お配りさせていただいた資料の「第5次船橋市地域福祉計画(案)4～6章に関する意見書」にご記入のうえ、ご提出いただければと思います。

大野委員長、大崎委員、山口委員には、会議終了後に事務局から電子メールにて様式を送付させていただきます。

次回の策定委員会は先ほど説明しましたとおり10月頃の開催を予定してございます。内容としては残りの7, 8章を含め、パブリック・コメントに向けた素案の全体の協議となる予定です。

時期が近づきましたら、日程などについて改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

大野委員長：

ありがとうございました。これをもちまして、第4回地域福祉計画策定委員会を終了したいと思います。皆さん、ありがとうございました。